

広島県告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
世羅郡世羅町大字伊尾宇権現山一二七八五の三・一二七八五の四（以上二筆国有林。）、一二六九一、一二七一二、一二七二三、一二七五七の一、一二七五七の二、一二七七七、一二七八五の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）